不良行為少年の補導状況

		飲 酒	喫 煙	深夜はいかい	粗暴行為	暴走行為	家 出	その他	合 計
	未就学								0
学	小 学 生		7	11	38	1	22	57	136
	中学生	21	131	181	46	7	73	196	655
職	高 校 生	19	108	193	14	8	51	59	452
	その他学生	13	17			2		4	36
別	有職少年	17	262	79	6	11	2	10	387
	無職少年	6	113	61	4	7	3	4	198
	10歳以下		2	3	22		12	28	67
_	11歳		3	5	5		5	20	38
年	12歳	3	18	30	18	3	12	46	130
	13歳	7	25	75	22	3	38	83	253
齢	14歳	4	50	53	7	1	21	41	177
困帀	15歳	11	105	94	16	1	17	44	288
	16歳	7	157	127	11	15	31	48	396
別	17歳	17	116	116	3	7	10	12	281
,,,,	18歳	18	96	22	2	4	5	6	153
	19歳	9	66		2	2		2	81
2	計	76	638	525	108	36	151	330	1,864

[※] その他は、「薬物乱用」、「金品持ち出し」、「性的いたずら」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性的行為」、「不良交友」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」。



非行少年を生まない愛媛づくり

少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見い出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状

等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援 ★ 少年を見守る社会機運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域ボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。

少年サポートセンター分室「ひめさぽ」では、

- 〇 友達や親子関係等で悩んでいる
- 〇 犯罪の被害に遭った
- いじめを受けている
- 〇 子供の非行で困っている

など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

電話 089-934-0110(警察本部代表電話番号)

受付時間 月~金(祝日を除く) 午前9時~午後5時 ※来所の方は事前に連絡をお願いします。



保護者の方がお 子さんの発達段 階に応じてイン ターネット利用を 適切に管理する ことが大切です!



子どもたちをインターネット被害から守ろう!

スマートフォンデビューの前に考えよう!ポイントは2つ!!





①フィルタリングの設定

②家庭でのルール作り

愛媛県警察

少年非行の概況(R5年)

少年非行の特徴

800

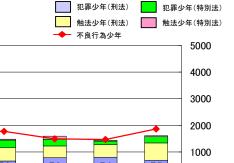
600

400

200

- 少年の検挙補導人員(刑法)は268人で前年より増加(前年比+5.5%)。 学職別では中学生が105人で最も多く、全体の39.2%。
- 初発型非行(万引き・オートバイ盗・自転車盗・占有離脱物横領)は130人で全体の48.5%。
- 少年の検挙補導人員(特別法)は54人で前年より大幅に増加(前年比+58.8%)。 軽犯罪法違反が21人(前年比+16人)で最も多い。

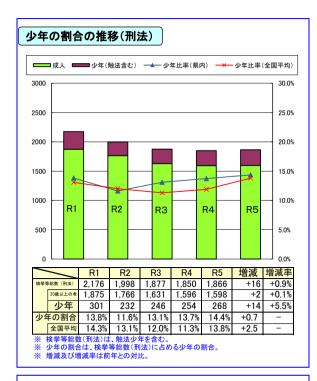
検挙補導状況等の推移

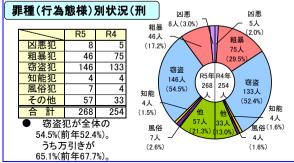


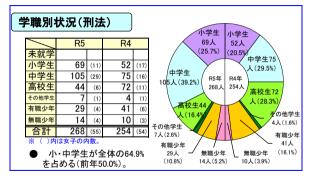
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増減	増減率
検挙	補導人員(刑法)	814	588	446	343	339	301	232	246	254	268	+14	+5.5%
	犯罪少年	590	445	281	214	234	181	133	157	161	138	-23	-14.3%
	触法少年	224	143	165	129	105	120	99	89	93	130	+37	+39.8%
検挙	補導人員(特別法)	40	54	67	53	40	61	64	73	34	54	+20	+58.8%
	犯罪少年	33	50	57	45	33	57	58	49	28	46	+18	+64.3%
	触法少年	7	4	10	8	7	4	6	24	6	8	+2	+33.3%
非征	行少年総数	854	642	513	396	379	362	296	319	288	322	+34	+11.8%
	少年に占める 少年の割合	27.0%	22.9%	34.1%	34.6%	29.6%	34.3%	35.5%	35.4%	34.4%	42.9%	+8.5P	-
	全国平均	17.8%	19.0%	19.2%	20.2%	22.1%	21.4%	21.7%	20.1%	23.9%	27.7%	+3.8P	_
非	行 率	4.45	3.22	2.64	2.03	2.01	1.78	1.37	1.56	1.61	1.72	+0.11	+6.8%
	全国平均	3.65	2.95	2.53	2.21	1.92	1.64	1.42	1.35	1.39	1.74	+0.35	+25.2%
不上	良行為少年	4,035	3,106	3,135	2,885	2,290	1,780	1,773	1,493	1,469	1,864	+395	+26.9%
※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口(国勢調査による6~19歳の人口)千人当たりの検挙補導人員(刑法)。													

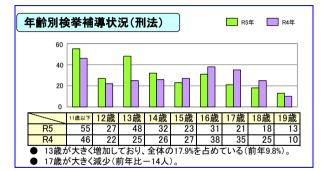
警察署別検挙補導状況

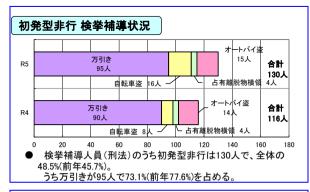
	刑	法	特別	当	非行少年の占	不良行為少年
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年	める署別割合	※本部を除く
四国中央	7	9	5		6.5%	100
新居浜	29	10	9	2	15.5%	228
西 条	6	6	2		4.3%	114
西条西	1	5	2		2.5%	25
今 治	10	12	5	3	9.3%	131
伯 方	2				0.6%	10
松山東	39	17	9		20.2%	433
松山西	10	12			6.8%	272
松山南	11	30	5	1	14.6%	311
久万高原	1				0.3%	6
伊 予	7	13	4		7.5%	82
大 洲	6	3	1	1	3.4%	71
八幡浜		2			0.6%	4
西予	2		1	1	1.2%	12
宇和島	6	11	3		6.2%	47
愛南	1			·	0.3%	13

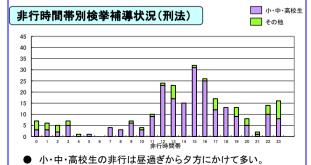












刑法犯少年 再犯者の割合の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増減
初犯者数	122	143	122	99	96	111	94	-17
再犯者数	92	91	59	34	61	50	44	-6
凶 悪 犯		1			1	3	3	±0
粗暴犯	18	16	21	18	19	23	17	-6
窃盗犯	66	56	28	12	29	18	19	+1
知 能 犯	2	4	3			1	1	±0
風俗犯		1		1	2		0	±0
その他	6	13	7	3	10	5	4	-1
再犯者の割合	43.0%	38.9%	32.6%	25.6%	38.9%	31.1%	31.9%	+0.8P
全国平均	35.5%	35.5%	34.0%	34.7%	33.7%	31.7%	30.2%	-1.5P

居住地別検挙補導状況(刑法) 検挙補導 少年人口 人員 千人比 5 (A) 四国中中 17 19 2.5 新居浜 35 18 1.4 西条 今治 24 1.4 松山 107 1.7 東温 0.7 母予 1 4 6 大洲 6 1.3 八幡近 0.6 2 西予 2 0.6 宇和島 11 1.5 上島 2.3 2 砥部 5 1.9 久万高原 1.7 松前 16 4.1 ⊞т 内子 0.6 伊方 0 0.0 32 电北 3 松野 0 0.0 愛南 0.6 その他 計(県内千人比) 268 17

※ 少年人口は令和2年実施の国勢調査による6~19歳の人口を使用。 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

検挙補導状況(特別法)

_				年 齢 別					学 職 別						
			合計	13以下	14	15	16	17	18	19	生以	高校生	その他 学生	有職	無聯
検挙補導人員			54	8	6	10	3	0	11	16	16	9	5	14	10
		軽犯罪法	21	5	4	5	2		3	2	9	4	2	3	3
R5		児童ポルノ法	11	1	1	5			3	1	4	3		3	1
		覚取法等	8						4	4			3	3	2
		その他	14	2	1		1		1	9	3	2		5	4
	検挙	補導人員	34	6	1	8		5	6	8	12	10	1	9	2
		軽犯罪法	5	2		2		1			3	2			
R4		児童ポルノ法	7		1	5			1		4	3			
		覚取法等	6	1					1	4	1			4	1
		その他	16	3		1		4	4	4	4	5	1	5	1

- ※ 児童ボルノ法は「児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律」違反、覚取法等は「覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬等特例法」違反の
- 軽犯罪法違反と児童ポルノ事案で全体の59.3%(前年35.3%)。
- 小・中・高校生が全体の46.3%(前年64.7%)。

★ 本リーフレットで使用している用語の解説

_	~		DOI: CECHO CO COMBIONARIO
刑	法	犯	刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法令に規定する罪をいう。
特	別 法	犯	刑法犯を除く犯罪(条例を含む)をいう。
犯	罪 少	年	犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触	法 少	年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
刑	法犯少	年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。
非	行 少	年	犯罪少年及び触法少年をいう。
初	発型非	行	万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不	良行為少	年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する 行為をして補導した少年をいう。
×:	本資料中の	図表	による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。